

明治天皇東幸顕彰をめぐる地域の動向： 神奈川県域を事例に

椿 田 有希子

はじめに

明治天皇東幸（以下、東幸と略）とは、明治元年（1868）9月から12月にかけて、明治天皇が陸路東海道を通過して京都から東京へ行幸し、そして東京から京都へと還幸した一大国家行事である¹⁾。

それは、天皇が有史以来初めて関東の地に足を踏み入れたという意味においても、また、たんなる「旅」とどまらず、一般民衆にまで政権交代を認知させるための各種政治的パフォーマンスを伴ったという意味においても、きわめて画期的な出来事であった。それゆえ東幸は、東海道沿道の各地で行列を見物した人々に強烈な印象を植え付け、さらには後世、各地でこのときの記憶の掘り起こしと記録化、すなわち顕彰が図られている。そこで本稿では、この東幸という近世から近代への移行を象徴する事象を、後世の人々がいったいなぜ・どのように顕彰を行ったのかについて、神奈川県域の事例をもとに検討したい。

顕彰を具現化する方法としては、顕彰碑の建設および聖蹟の保存という形が一般的であろう。東幸の顕彰に関していえば、明治45年（1912）明治天皇崩御の直後からはじまり、1930年前後、そして昭和15年（1940）の国民的大運動「皇紀二千六百年記念事業」をピークに全国的に盛行した明治天皇聖蹟保存運動と密接にリンクしている。そこでは東幸のみならず、明治天皇のいわゆる「六大巡幸」²⁾をはじめとする様々な行幸が対象とされた。

明治天皇聖蹟保存運動については従来、天皇制イデオロギーの地域への浸透の一手段、国民強化策の一環といった観点から議論される³⁾一方で、実際にそれを担った地域の思惑や利害関係に着目した分析もなされてきた⁴⁾。また、明治天皇の足跡そのものを丹念に追跡した実証研究も数多い⁵⁾。

本稿では、これらの先行研究に学びつつ、以下の流れで考察を進める。まず第一章において、神奈川県域を東幸行列が通過する際に明治新政府がどのようなイベントを実施し、人心掌握を図ったのかを確認する。そのうえで第二章では、後世の人々が明治天皇との「接触」の記憶をいかなる動機で継承・顕彰しようとしたのかを、神奈川県域、とりわけ建碑の経緯が具体的に判明する東海道大磯宿（神奈川県中郡大磯町）の事例を基に分析する。以上の検討を通じ、明治天皇東幸という一過性の出来事が、後世、地域の「遺産」として改めて想起され記録・記憶化されていく背景に、いかなる地域の思惑が介在したのかを明らかにしたい。

なお、神奈川県が現在の形になったのは明治26年(1893)、南・北・西の多摩三郡が神奈川県から東京府へ移管されて以降である。従って、厳密に言うなれば東幸の時点で現在の神奈川県は成立していない。だが本稿では便宜上、現在の神奈川県の範囲を指す用語として「神奈川県域」という語を用いることを、予め断っておく。

第一章 明治天皇東幸を出迎える人々

(1) 東幸の概要

東幸については、先行研究で既にそのあらましが相当程度明らかにされているが⁶⁾、本節ではそれらに基づき、行論に必要な限りにおいて全体像を概観する。

天皇の一行は明治元年(1868)9月20日に京都御所を出立し、陸路東海道を通過して10月13日に東京へと到着した(行幸)。ちなみに東京での滞在中、10月27-28日には氷川神社(埼玉県さいたま市)への行幸も実施されている⁷⁾。復路(還幸)は12月8日に東京を出発し、往路と同じく東海道を通行して12月22日に京都御所へと帰着した。行列の規模は3,300余人であったという⁸⁾。

ではなぜ、明治天皇はこの時期に行幸を実施する必要があったのか。それについては、東幸に先立ち8月4日に出された太政官布告が明確に物語っている。

当春卒然兵馬之事起候ヨリ以来、東国無辜之蒼生^{むこ そうせい}賊類之為ニ塗炭ニ陥リ、流離艱難其生ヲ聊セス、依之御親臨御綏撫^{しんりん すいぶ}被 遊度、非常御手軽之 御行装ヲ以不遠 御出輦可被為在之旨⁹⁾

「兵馬之事」すなわち戊辰戦争で疲弊した「東国無辜之蒼生」すなわち関東の人民を、天皇自らが関東まで足を運び(「御親臨」)、「御綏撫」すなわち慈しみ安心させる、それこそが東幸の目的だというのである。明治元年時点では、畿内近国はいざしらず、それ以外の地に住む一般民衆にとって天皇は決して馴染みのある存在ではなかった。加えて戊辰の内乱によって、とりわけ江戸周辺の民衆の間には、一種の厭世観とないまぜになった新政府・天皇諷刺が蔓延していた。それゆえ明治新政府にとって、何はさておき関東における人心掌握が急務とされたのである。

では、人心掌握はどのような手法によって実現されたのか。それは、東幸行列や東京滞在中に行われた様々なイベント¹⁰⁾によってであった。それらを通じて「民を慈しむ天皇像」を積極的に発信し、天皇こそが徳川將軍にかわる、民衆のための治者であることを印象づけたのである。

(2) 神奈川県域における天皇と民衆の接点

次に、東幸行列がどのように神奈川県域を通行していったのかを確認しておこう。『明治

天皇紀』によれば、行列が県域西端の箱根宿に入ったのは、10月8日の昼であった。以下、8日小田原宿（神奈川県小田原市）、9日大磯宿（神奈川県中郡大磯町）、10日藤沢宿（神奈川県藤沢市）、そして11日に神奈川宿（神奈川県横浜市神奈川区）で各一泊し、12日昼に川崎宿（神奈川県川崎市川崎区）で休憩した後、午後には六郷川（多摩川下流部）の船橋（船を繋いで架設した仮橋）を渡って現在の東京都内に入った（【表1】）。

明治天皇は、東海道の各宿駅を通行する際に、附近に在住する70歳以上の高齢者・孝子節婦・生活困窮者、罹災者等、合計でじつに23,354人もの人々に金銭を下賜している（【表2】）。むろんこれは周到な準備を経てなされたものであった。8月28日、対象者の調査が東海道沿道の各府藩県に命じられ¹¹⁾、天皇の宿泊地となる宿駅単位で人数および下賜金額が取りまとめられた。それらの金銭は行幸当日、行列に供奉した会計官によって宿役人へ下賜され、そこから該当者に分配された¹²⁾。

そのうち神奈川県域に関しては、相模国足柄下郡・淘綾郡・大住郡・高座郡・鎌倉郡および武蔵国橋樹郡に居住する高齢者1,979名、孝子義僕・職業出精者10名、兵禍・火災の罹災者5,715名が対象とされ、合計868両1分が下賜されている（【表3】）。

こうした褒賞・救恤以外にも明治天皇は、様々な場面で民衆との接触を図っている。ここでは神奈川県域の特徴的な事例として、大磯宿で実施された網漁天覧（【表1 傍線部】）を、東幸に供奉した木戸孝允の日記¹³⁾から紹介する。なお、この資料については既に拙著にて分析を加えているが、次章第二節にて詳述する顕彰碑建設と密接に関係するため、再度引用する。

同（引用者注・10月）九日 ^(時) 六字出立、此日北風甚、梅沢にて小憩し、十字大磯駅に至り、…（中略）三字過より大磯の浜辺へ被為 入、…（中略）海辺より漁子どもは網をいれ角打終りしころ浜辺へ引上しに、種々魚網中にあり、其網のはし潮底の巖頭にかゝりしを漁子裸体にて一人飛入はづせしところ、数十人の漁子とも尽われもわれも飛入引揚げ、一の箱の中へ潮水を入魚をはなし、一時声をたて、 ①御簾の前咫尺へ裸体のまゝわれを忘れてかゝへまいり、如此事を 天覧ましませしは今が御始めにて、これ又②有のまゝの様を被為遊 御覧度との 思召にはからず相かなひ、(以下略)¹⁴⁾

明治天皇が大磯海岸で地引網漁を天覧していたところ、漁師たちが興奮のあまり魚が入った箱を抱え、裸のまま天皇の至近距離まで接近してしまったが（傍線部①）、そうした「不敬」が咎めだてされるどころか却って天皇が喜んだ、というストーリーである。漁師らはなぜ不問に付されたのか。それは「民衆のありのままの暮らしぶりを知りたいという思召し」（傍線部②）¹⁵⁾があったからだという。要するに、この網漁天覧が民情視察の一環である以上は、その程度のハプニングは想定内の範囲内だったのである。

じつはこれらの「演出」には、徳川幕府による前例が存在する¹⁶⁾。19世紀に入り、民衆

の「公儀離れ」すなわち治者への恩頼感情の喪失に直面した幕府は、天保14年(1843)12代将軍徳川家慶日光社参や嘉永2年(1849)小金原鹿狩の道中で高齢者らへの褒賞・救恤を実施し、人心掌握を図っている。民情視察に関しても天保14年日光社参時に農事上覧、文久3年～元治元年(1863-1864)にかけて実施された14代将軍徳川家茂の上洛では、各地で漁を上覧している(時には将軍自ら漁に加わったほどである)。

確証はないが、こうした徳川幕府の演出手法を新政府が踏襲した可能性は極めて高いと考える。というのも、儒教的思想に基づく仁政徳治の政道論、すなわち民を慈しみ生業について知悉し、生活の成立(安民)を保障することは治者の責務であるという社会通念が、近世を通じて社会全体に醸成・共有されていたからである¹⁷⁾。新政府の関係者、とくに大名であれば、かかる思想を一定程度内面化し、褒賞・救恤や農事・網漁天覧といった近世的手法がいかにも人心掌握に有効かを知悉していたはずである。だからこそ、東幸という民と接しうる絶好の機会に褒賞・救恤や天覧といった近世的手法を駆使することにより、新しい治者すなわち明治天皇がいかにも民にとっての理想の治者であるかを大々的にアピールしたのである¹⁸⁾。そしてそれは、8月4日の太政官布告で掲げられた「御綏撫」の具現化でもあった。

第二章 語り継がれる東幸

(1) 東幸顕彰運動とその背景

本章のはじめに、まずは、神奈川県内において東幸の顕彰がいつごろから行われるようになったのかを確認しておきたい。【表4】は、財団法人明治天皇聖蹟保存会(後述)や神奈川県教育会¹⁹⁾といった公の組織が刊行した書籍類²⁰⁾によって東幸の「聖蹟」と認定された記念碑や標柱の所在地、認定理由、建碑時期等について一覧にしたものである。一部、大正期の事例(【表4】No.10・21備考)や昭和30年代以降に石碑へと改装されたもの(【表4】No.18・21・28)、さらには平成に入ってから建碑とみられるもの(【表4】No.32・34)も存在するが、大半は昭和元～10年代に計画・建碑されたことをみてとれる。

そして、これは神奈川県内に限った動向ではなかった。じつは同時期、東幸のみならず明治天皇に関するありとあらゆる「聖蹟」、つまり天皇行巡幸時の目的地や休泊地を顕彰・保存する動きが全国的に盛り上がったのである。以下、その背景について、先行研究²¹⁾に依拠しつつ五点に腑分けして説明する。

①『明治天皇紀』編纂事業。宮内省臨時帝室編修局が管轄し、大正3年(1914)から昭和8年(1933)にかけてなされたこの事業により、各地域に残る明治天皇関係の記録類が悉皆的に調査され、結果として記録・記憶の掘り起こしに大いに寄与した。

②大正天皇崩御以降に高まりをみせた、明治天皇の「聖徳」すなわち業績を再評価する動き。とくに昭和2年(1927)の明治節²²⁾制定と、昭和3年(1928)11月10日に行われた昭和天皇即位大典がそのピークとなり、各地で明治天皇関係の史跡整備や建碑が進められた。神奈川県内での東幸顕彰碑も、建碑日を昭和3年の明治節や即位大典の日付に合わせたケー

スがまま見受けられる（【表 4】 No.11・12・14・27）。

③財団法人「明治天皇聖蹟保存会」の設立。この団体は、未保存の聖蹟をそのまま放置すれば「久しからずして破壊湮滅に帰する虞れあるものも尠くない」ことを懸念し、「明治天皇の御聖蹟を保存し御聖徳を顕彰し奉ることは、我が国民精神の振作涵養上最も緊要」²³⁾として、昭和 5 年 (1930) 4 月文部省宗教局内に設置された組織で（聖蹟調査自体は昭和 2 年<1927>から開始）、各地での聖蹟調査・保存を中央の立場から指導した。東幸に関しては、昭和 8 年 (1933) 6 月に『明治天皇聖蹟 大阪行幸東京行幸之巻』²⁴⁾を刊行しており、その調査過程で新たに「発見」された、もしくは保存方法が再検討された聖蹟も少なくなかったと思われる。

④「史蹟名勝天然記念物保存法」による聖蹟の史蹟指定。この法律自体は大正 8 年 (1919) に制定されたものだが、昭和 8 年以降、明治天皇聖蹟を集中的に史蹟指定していった（昭和 23 年<1948>、GHQ の指示により全て指定解除）。なお付言すれば、明治天皇聖蹟の全てが法律上の史蹟に指定されたわけではなく、国が特に重要と見做したのみ史蹟とされるのであり、神奈川県内の東幸聖蹟の場合、この法律により史蹟指定されたのは清浄光寺（神奈川県藤沢市。【表 4】 No.19）のみである（昭和 18 年<1943>12 月 14 日指定）。ただし、地域の聖蹟を史蹟指定してほしいという運動が各地で起こったであろうことは、想像に難くない。次節にて検討する大磯宿のケースもその一例である。

⑤いわゆる「皇紀 2600 年」²⁵⁾。これを契機として全国各地で記念事業等が計画され、政府も昭和 15 年 (1940) 11 月 10 日に記念式典を盛大に挙行している。神奈川県でも「紀元二千六百年記念事業」の一環として、県議会において「神奈川県聖蹟顕揚施設費」が予算化された。議会審議の際になされた説明は、以下のとおりである。

我カ神奈川県ハ皇室ト極メテ深キ関係ニ在リ、從ツテ山村僻地ニ至ル迄聖駕ヲ迎へ奉リシ迹尠カラズ、而シテ是等ノ聖蹟中既ニ保存ノ途確立セルモノ多々アリト雖モ、尚未ダ其ノ機ニ会セザルモノアリ、今ニシテ之ガ方途ヲ講ゼザレバ、終ニハ湮滅ニ帰スル虞ナキヲ保シ難シ
仍て紀元二千六百年記念事業トシテ是等ノ聖蹟ヲ調査シ、之ガ保存ノ施設ヲ講ジ、以テ此ノ光榮ヲ永ク後世ニ伝ヘムトス²⁶⁾

それに基づき、具体的な経費として「御聖蹟ヲ調査編纂シ、県下市町村、学校、其ノ他ニ頒布シ、聖徳ヲ偲」うための「聖蹟誌ノ編纂」に 13,000 円（一冊 5 円 × 2,600 冊）、「記念碑ノ建立、或ハ夫々適当ナル施設ヲ為シ、聖蹟ヲ永久ニ保存」するための「聖蹟保存施設費」として 13,000 円（一ヶ所あたり 2,500 円 × 52ヶ所）が計上された。ただし、この事業は翌年には早くも予算削減され、「聖蹟誌」も未発行に終わるなど、時局悪化のあおりを受け頓挫している。むしろ神奈川県の場合、県教育会²⁷⁾が調査事業を主導したのが特徴であ

り、その成果として『明治天皇神奈川行幸年表』（1936年）、『行幸の趾』（1938-41年）²⁸⁾、『明治天皇神奈川県聖蹟地一覧表』（刊行年不明）の刊行をみた。

なお、神奈川県の聖蹟に関しては、上に挙げた以外にも「明治天皇相武聖蹟敬仰会」なる団体が『相武聖蹟行幸の趾』という写真集を発行している。刊行年は不明だが、附属の冊子の内容を勘案するに、おそらくは昭和19年(1944)頃と思われる。残存数の少なさ²⁹⁾からして、おそらくはごく少規模・部数での刊行であったと推測されるが、この「明治天皇相武聖蹟敬仰会」がいかなる団体だったのかも含め、現時点では不明とせざるを得ない。この点については後考を期したい。

(2) 大磯宿における建碑運動

第一節では、明治天皇崩御直後から明治天皇聖徳顕彰の動きがはじまり、その後具体的な「聖徳」のかたちである聖蹟の調査・保存が盛んになっていく、という流れを確認した。だが、ここで強調しておきたいのは、聖蹟を有する地域の側は国・県主導の調査・指導をただ受容したのではなく、「聖徳を称える」という「建前」以外に様々な思惑が交錯しつつ、結果として各地域における保存・顕彰が進行した、という点である。顕彰を契機に、各地域で様々な記憶や記録が呼び起され、同時に地域の思惑や利害、そしてときには日頃顕在化することのなかった一種の対抗関係が露呈されることもありえた。その好例が、大磯宿における東幸顕彰・建碑をめぐる一連の動向である。そこで以下、時系列的に検討を加えていきたい。なお、大磯における東幸顕彰の概要については既に馬場弘臣氏が明らかにしている³⁰⁾。そこで本稿では、馬場氏の成果に学びつつ、別の角度からの検討、すなわち地域の利害対立と地域振興という視点からの考察を試みることにする。

① 王城山山頂の「明治天皇観漁記念碑」

大磯で東幸顕彰の動きが最初にみられるのは、大正7年(1918)のことである。「銀行王」安田善次郎が、みずから所有する王城山の山頂（寿樂園³¹⁾敷地内）に「明治天皇観漁記念碑」を建立した（【写真1】）。碑の正面の銘文は松方正義、左側面および裏面は安田自身の揮毫であり、碑の右側面に刻まれた竣工時期は大正7年10月である³²⁾。裏面には以下の文言が刻まれている。

（前略）十月九日大磯駅御駐蹕、更ニ海浜ニ幸シテ扈駕兵士ノ射的ト町民ノ捕漁トヲ天覧アリ、漁網ノ岩角ニ掛リシヲ外サントテ漁夫等カ水ニ出没スル姿態、及ヒ捕獲セシ魚族ノ澆瀨タル魚槽ヲ漁夫カ一斉ニ声ヲ立テ御前咫尺ニ運ヒ来ル有様ナト、初メテノ御観漁ユエ、特ニ御興ニ入ラセ玉ヒ、漁夫等ニモ下賜品アリ、当時供奉員諸氏ノ日記皆ナ之ヲ載ス、今謹テ右ニ勒シ之ヲ山上ニ建テ、此ノ地ノ榮ヲ永ク後ニ伝フト云フ³³⁾

ここで建碑の理由として挙げられているのが、本稿第一章第二節で既述した網漁天覧である。大磯にとって地域の名誉とはいったい何かと考えた際、真っ先に想起されたのが明治天皇とのつながり、すなわち東幸時の網漁天覧だった、というわけである。そしてこの「誉れの記憶」は、この時点で初めて記念碑という形をとって記録化されたのである。



【写真1】明治天皇網漁記念碑（王城山山頂、2018年1月筆者撮影）

しかし、この建碑には数多くの問題があった。王城山は明治天皇が実際に天覧した海岸からはかなり距離があり（海岸を見下ろせる場所ではあるが）、しかも個人の敷地内に作られたものである。加えて発起人の安田善次郎は、大磯町の住民にとっていわば余所者であり、本来的には「此ノ地ノ栄」すなわち地域の誉れを代表する立場たりえない。おそらくは、これらのことが地元感情をいたく惹起・刺激したものと思われる。中郡長・大磯町長ほか地元有志を招いての除幕式をようやく執り行いえたのが、碑に刻まれた日付から一年近くも経った翌大正8年(1919)9月9日だった³⁴⁾ことから、安田と地元との齟齬の一端をみてとれるだろう。

②地元住民による建碑

地元との不調和は、それだけにとどまらなかった。王城山の除幕式から遡ること約半年の大正8年3月、あたかも安田に意趣返しをするかの如く、まったく別の建碑計画が大磯町民有志から提起されたのである。『横浜貿易新報』は以下の如く報じている。

明治天皇陛下第一次御東行^(幸)の砌、明治元年十月九日中郡大磯町に御駐輦、南浜岳の海浜に玉歩を運ばされ、親しく地曳網を御覧在らせられ、御機嫌麗しく漁夫に御菓子を賜はりたる事ありて、漁夫は勿論大磯町民の荣誉此上もなき事と老人の口碑に伝へられ居りたるが、永く其御遺趾を存せんが為め、今回其当時を知る大磯町南本町米穀商にして鰯敷漁業組合代表者宮代新太郎外一名の主唱にて南浜岳に記念標を建設せんとして、其筋にお願いしたるが（以下略）³⁵⁾

ここで建碑の理由とされているのもまた、王城山と同じく東幸時の網漁天覧という明治天皇とのつながりである。ただし、彼我の差はきわめて大きい。こちらの場合の候補地は、実際に明治天皇が網漁天覧を行った海岸（南浜岳）である。典拠を「当時供奉員諸氏ノ日記」とする王城山の記念碑に対し、こちらは「老人の口碑」であり、より当事者性が高い。しかもこの事業の代表者は、「其当時を知る」者だというのである。安田に対する強烈な対抗意識がそこかしこに見え隠れしていると読むのは、いささか穿ちすぎだろうか。ただし、「檜五寸角長さ一丈二尺」の記念標を建てるとするこの計画が実現した形跡はない。資金の問題か、はたまた他の理由によるのかは不明だが、断念せざるを得なかったのであろう。

だが、東幸の顕彰は地域住民によってなされるべきという地元感情自体は、その後も途絶えることはなかった。事業の主体が「大磯研究会」（郷土史団体か）、町内有志、および旧小島本陣当主小島才三郎へと、次々と変化したすえに、昭和3年(1928)に結実する。昭和天皇即位大典を一週間後に控えた同年11月3日すなわち明治節（前節②参照）に、旧小島本陣跡（行在所）、南浜岳海岸（観漁の地）、神明神社境内（内侍所奉安所）の三ヶ所に木標が建立された。この日にあわせて小島才三郎が自費出版した小冊子『明治大帝御東幸行在所記念』に掲載された、彼自身の手になる「賀辞」には、「惟うに此の標の成る、偏に大磯研究会長鈴木梅四郎氏並びに有志各位の斡旋^よに頼る、是れ^{ただ}誓に幣廬の光栄のみならず、また我郷^{きょう}閭の光栄なり」³⁶⁾とある。「幣廬の光栄」すなわち小島家にとっての名誉とない交ぜになった「我が郷閭の光栄」、すなわち地域の誇りが建碑の原動力となっていたことがよくわかる。

ところで、このとき建立された3本の木標であるが、旧小島本陣跡については現存しない。南浜岳海岸と神明神社境内には木標のかわりに石碑が現存している（【表4】No.11・14）。神明神社境内の「内侍所御羽車奉安之所碑」の石碑には、「昭和3年明治節（11月3日）」と裏に刻まれているが、果たしていつ頃木標から石碑に改修されたかは判然としない。いっぽう、南浜岳海岸に関しては、石碑が建てられた経緯や日程について、当時の新聞記事から判明する。

南浜岳への石碑建設計画が最初に確認できるのは、昭和8年(1933)7月27日である。この日の『横浜貿易新報』は、「大磯町長者林海岸に建設さるる「明治大帝観漁碑」は、茨城県産の花崗石（高さ一丈）で、碑文は西園寺公に揮毫を依頼し、八月上旬着工の予定である」と報じた³⁷⁾。なぜ、この時期に石碑建立計画が持ち上がったのか。推測ではあるが、前

年7月に実施された「文部省宗務局内明治天皇聖蹟保存会」(前節③)による現地調査の影響が少なからずあったものと思われる³⁸⁾。国による調査が引き金となって、朽ちやすい木標を石碑に改修し、末永く保存しようとする機運が高まったのであろう³⁹⁾。ともあれ、新しい石碑は「観漁碑」と銘打たれることがこの時点で決まっていた。王城山のそれにかわる、誇るべき地域の財産として、実際に天覧が行われた海岸に恒久的な観漁碑を建設したいという住民の情熱は、大正8年(1919)段階では頓挫したが、その後も已んでいなかったのである。

注目すべきは、この建碑計画が町おこしの要素をも帯びていたということである。そのことは、地鎮祭の執行を報じた『横浜貿易新報』から判明する。

大磯町地内湘南遊歩道沿線景勝の地に建設される明治大帝御旧蹟記念観漁の碑地鎮祭は、(引用者注・昭和8年<1933>10月)十六日午前十時から厳かに執行される、(中略)十一月中旬に除幕式を挙行する予定で、大磯町の新名勝となる訳である、将来はこの景勝を繞つて海岸小公園を設置すべく計画が進められてゐる(傍線は筆者による)⁴⁰⁾

じつは8月の時点で既に町は「三百坪の敷地を美化し小公園を設置して永久に記念すること、し、県都計課太田技師に依頼する」⁴¹⁾ことを決めていた。要するに大磯町は、神奈川県をも巻き込んで、明治天皇聖蹟を観光資源として最大限に利活用しようと目論んでいたのである。しかしながら結局、公園が建設された形跡はない。おそらくは時局の悪化により財政面で頓挫したのであろう。

このように大磯町は観漁碑の観光資源化を図ったのであるが、皮肉にもこの目論見が却って足枷となった。同年12月には「筑波石の自然石で高さ九尺、台石ともに一丈三尺、碑文は金子堅太郎子爵の揮毫によるもので、明治天皇観漁記念碑と記されてある」⁴²⁾石碑(【写真2】)が竣工したものの、除幕式はなかなか挙行されなかった。それはひとえに、「町当局は明治天皇聖蹟指定地として内務省に申請する事になつた」⁴³⁾ためである。町は、「史蹟名勝天然記念物保存法」(前節④)に基づく史蹟認定を得ることにより、観光資源としての「箔付け」を企図したのであるが、前節で述べたとおり同法による史蹟指定は容易ではなく、さんざん手続きに手間取った挙句⁴⁴⁾、結局この申請が通ることはなかった。そしてその影響で、当初は11月中旬を目途としていた除幕式は、12月下旬、さらに翌9年(1934)2月11日へと延期につぐ延期を重ね⁴⁵⁾、ようやく同年3月11日に実現をみたのである⁴⁶⁾。



【写真2】明治天皇観漁記念碑（南浜岳、2018年1月筆者撮影）

観漁記念碑とならんで建てられた「建碑由来碑」には、明治から大正期にかけて大磯小学校教員・校長を歴任した地元の名士朝倉敬之により、以下の如く建碑の経緯が記されている。

明治天皇京都より東京へ行幸の途次、当駅の本陣小島才三郎方に蹕を駐めて行在所に充て、内侍所と鳳輦は神明神社境内の仮舎に納め、更に板輿に御し此処に幸して蛋の網引を清覧し給へり、網の磯に懸りしを外さんとして数士の漁夫の海中に出没する姿態、又裸体の漁夫か魚の躍れる水槽を提げ、一斉声を放て御前咫尺に進む様天覧新しく、御意に適ひて龍顔殊に麗しく、蜚に御菓子賜ひたり、実に明治元年十月九日なりき、今茲大磯町は此無上の光栄を石に刻み、聖蹟に立て、永へに伝へんとす、臨時帝室編修局総裁正二位勲一統伯爵金子堅太郎氏は町民の請を容れて題字を揮毫せられ、県は此挙あるを聞き百万経営を助けて竣功せしめられたり⁴⁷⁾

やはりここでの語りの中心は、東幸時の網漁天覧と、その際に天皇と大磯の民とがいかに親しく接したか、天皇がいかに憐れみ深かったか、という点にある。東幸時の人心掌握手法は、明治元年(1868)当時のみならず後々まで影響を及ぼし得たと言っていることができるだろう。題字の揮毫者が金子堅太郎だったという点も重要である。彼はこのとき臨時帝室編修局総裁、すなわち『明治天皇紀』編輯事業のトップであった。要するに、史蹟化の夢は断念せざ

るを得なかったものの、それに代わる国家の「お墨付き」を獲得することには成功したのである。このように、王城山の観漁記念碑をきっかけとして大正中期から続いてきた、明治天皇との繋がりという名誉の記憶の掘り起こしは、県や国をも巻き込みつつ、ここに至って石碑という具体的な形をとって地域の公的な記録へと昇華したのである。

ところで、王城山の「明治天皇観漁記念碑」はその後、いったいどのように取り扱われたのだろうか。じつは国（明治天皇聖蹟保存会）⁴⁸⁾、県（神奈川県教育会）⁴⁹⁾、そして町・地域⁵⁰⁾のいずれも、この碑に関して一切言及していない。いわば「黙殺状態」におかれたわけである。地域にとっては南浜岳海岸の観漁碑こそが唯一無二の公的記録なのであり、安田善次郎の独断で建てられた記念碑はどうにも扱いに困る厄介な存在、というのが正直なところだったのでなかろうか。

おわりに

以上、東幸という明治元年(1868)の一大国家行事において明治新政府が行った人心掌握、すなわち具体的な「御綏撫」のかたちである網漁天覧の記憶が、建碑という具体的な行動によって改めて掘り起こされ、記録化され語り継がれていく過程を分析した。大磯の場合に特徴的なのは、地域にとって唯一無二の記憶である明治天皇との「絆」に、地域内部よりも先に外部の者が着目し喧伝したことにより却って「郷土の誉れ」意識が惹起・先鋭化され、旧小島本陣という個人単位、そして町内有志という形で地域を巻き込み、最終的には町当局の事業へと拡大していったこと。そして第二章第一節で述べたように明治天皇の「聖徳」を顕彰する全国的動向が引き金となり、かつ地域の側がそれを巧みに「地域おこし」の材料として利用し、あわよくば新たな観光名所を創出しようとした点にある（結局は成功しなかったが）。

では、大磯のような突出した「明治天皇とのつながりの記憶」を特段有していなかった地域は、どのような論理で東幸を顕彰したのであろうか。結論を先に述べれば、その際の選択肢の一つは、本稿第一章第二節で触れた高齢者・孝子節婦・生活困窮者・罹災者等への褒賞・救恤である。本稿では紙幅の関係上その点に触れることができなかったが、考察の参考となりうるであろう東海道戸塚宿（神奈川県横浜市戸塚区）での事例を簡潔に紹介することで、本稿の締めくくりとしたい。

戸塚では昭和9年(1934)頃、行在所跡（旧澤邊本陣）への建碑構想が立ち上がった⁵¹⁾。その後しばらくは動きが停滞したようだが、昭和16年(1941)以降、具体的な動きが再開する。その背景にあったのは、昭和15年(1940)の「皇紀2600年」と、それにとまなう神奈川県「紀元二千六百年記念事業」であった（本稿第二章第一節⑤）⁵²⁾。

計画の再開から建碑に至る経緯は、宮内庁に残る「碑表建設録」⁵³⁾により判明する。以下、同資料に基づき、時系列に沿って確認する。昭和16年5月4日、澤邊家の当主・澤邊璋之助と戸塚郷土研究会代表内田善作との間に、石碑の敷地を永久無償にて同家から研究会へ貸与すること等を確認した「覚書」が交わされた。翌17年(1942)6月2日には戸塚警察

署長にあてて戸塚区聖蹟保存会会長望月隆治から「明治天皇聖蹟記念碑建設ニ付御願」・「明治天皇聖蹟記念碑建設趣意書」が提出され⁵⁴⁾、内務省警保局長から宮内大臣官房主管への照会を経て建碑が許可された。そして昭和 18 年 (1943) 4 月 8 日、「明治天皇戸塚行在所跡」碑の完成に至る⁵⁵⁾。

建碑の動機について、「明治天皇聖蹟記念碑建設趣意書」は以下のように説明している。

明治天皇明治元年十二月八日京都還幸ニ際シ、戸塚駅本陣澤辺九郎右衛門宅ヲ行在所トセサセ給フ、此ノ時ニ際シ 天皇ニハ高齢者ニ慰勞トシテ目錄ヲ、警衛隊ニ酒肴ヲ、又隣村火災遭難者ニ救恤ヲ加ヘ給フ等数々ノ御仁慈ハ町民ノ感泣セシ所ニシテ、子孫今ニ伝ヘテ御聖徳ヲ思ビ奉ル

顧レバ維新以来皇国ノ基ハ巖トシテ固ク、皇威振フ所六合ヲ兼ネ八紘ニ遍シ、然ルニ今ヤ世界ノ状勢ハ波瀾重疊ヲ極メ、国運ノ隆昌ハ一ニ懸ツテ国民精神ノ作興ニアリ、此ノ時ニ当リ 明治天皇ノ行在所聖蹟ヲ顕彰シ奉ルコトハ、臣民タルノ光荣ニシテ郷土ノ誇リト言ハザルベカラズ、戸塚町民有志相抛リ相謀リ、明治天皇聖蹟ヲ中心トシ御鴻業ヲ思ビ奉リ、以テ永ク子孫ニ伝フル為記念碑ヲ建設セントス

コレニ依リテ聖慮ノ忝キヲ思ヒ一層銃後ノ国民精神ヲ作興シ、大東亜共栄圏ノ確立ヲ促進スルト共ニ更ニ又子孫ニ伝ヘテ臣道ヲ全フスルコトヲ得バ、我等ノ光荣歎喜コレニ過グルモノアラシヤ、此所ニ誠意ヲ披瀝シ、遍ク大方ノ賛同ヲ求メントス (以下略)
(傍線は筆者による)⁵⁶⁾

戸塚宿にとって明治天皇との接点は褒賞・救恤以外に目ぼしい記憶がなかったともいえるが、だからこそ傍線部の如く「数々ノ御仁慈町民ノ感泣セシ所」だったと強調するのである。ともあれ、「皇紀 2600 年」が引き金になったとはいえ、褒賞・救恤こそが明治天皇の「御仁慈」だと改めて想起させ語り継がせることに成功したという点で、東幸における新政府の狙いは後々まで効果を十二分に発揮したといえよう。

ただし忘れてはならないのは、大磯における建碑と戸塚のそれとでは看過すべからざる大きな違いが存在する、ということである。それは、上の資料の二番目の傍線部に象徴的に表れているとおり、時局の明らかな変化である。ここでは、地域にとっての名誉がダイレクトに「国民精神作興」「大東亜共栄圏ノ確立」等々の国家利益と結びつけて語られている。しかも、碑の題字を揮毫したのは、海軍大将有馬良橘なのである⁵⁷⁾。むろん、かかる論理を持ち出さないと国の許可が容易におりない、という現実的な問題はあったかもしれない。しかしいずれにせよ、この段階に至ると、東幸顕彰を契機とした「地域おこし」などといった地域の思惑や利害が入り込む余地はもはや完全に失われていた、もしくはそうした発想にも至らないほど国家と地域との結びつきが人々のなかで内面化されていた、という推論は可能であろう。このように、この事例ひとつとっても、東幸の顕彰や記憶の記録化を考えるうえで

時期による差異はきわめて大きな要素であると考えられるが、今回はその点にまで分析が及ばなかった。今後の課題としたい。

註

- 1) なお、翌明治2年(1869)3月には再度東幸が行われたが、その後天皇が京都へ戻ることはなく、そのまま東京が都に定められた(東京奠都)。本稿では明治元年(1868)の東幸(第一次東幸)を検討対象とする。
- 2) 明治5年(1872)から同18年(1885)にかけて明治天皇が6回実施した、全国規模の巡幸のこと。
- 3) 朴晋雨「明治天皇の「聖蹟」保存について」(『歴史評論』478、1990年2月)、北原糸子「東京府における明治天皇聖蹟指定と解除の歴史」(『国立歴史民俗博物館研究報告』121、2005年)、ほか。
- 4) 金子淳「「聖蹟」化と観光開発—明治天皇の史蹟から行楽地、そして住宅地へ—」(馬場憲一編『歴史的環境の形成と地域づくり』名著出版、2005年)、寺壽弘康「明治天皇聖蹟顕彰運動の地域的展開—神奈川県を事例に—」(横浜国際関係史研究会・横浜開港資料館編『GHQ情報課長ドン・ブラウンとその時代—昭和の日本代とアメリカ』日本経済評論社、2009年)、馬場弘臣「明治天皇の東幸と大磯宿」(文明開化期の相武地域史研究会編『相武地域史研究会第2回シンポジウム 維新の動乱と神奈川一道と海の視点から— 報告書』東海大学文学部歴史学科日本史専攻、2015年)、吉田律人「神奈川区に残る明治天皇の「聖蹟」」(『開港のひろば』136、横浜開港資料館、2017年)、拙稿「一八八一年(明治一四)浦賀・横須賀行幸をめぐる地域の記録と記憶」(大豆生田稔編『港町浦賀の幕末・近代—海防と国内貿易の要衝—』清文堂、2019年所収)、ほか。
- 5) 石野瑛『明治天皇と神奈川県』(武相学園、1961年)、打越孝明「明治天皇聖蹟の調査と研究(1)–(22)」(『神園』2–25、2009–2021年、以下続巻)、打越孝明『明治天皇の聖蹟を歩く【西日本編】』(KADOKAWA、2018年)、ほか。
- 6) 佐々木克「東京「遷都」の政治過程」(『人文学報』66、1990年)、同「江戸が東京になった日—明治二年の東京遷都」(講談社、2001年)、拙著『近世近代移行期の政治文化—「徳川将軍のページント」の歴史的位置』(校倉書房、2014年)第8章「天皇の「見せ方」—明治天皇東幸と仁政イデオロギー—」、奈倉哲三「東京都公文書館所蔵文書から探る天皇第一回東幸」(『跡見学園女子大学文学部紀要』52、2017年)、同「第一回東幸における「東幸行列図」「天盃頂戴図」の虚実(1)(2)」(『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』80・81、2018年)、同『錦絵解析 天皇が東京にやって来た!』(東京堂出版、2019年)、ほか。
- 7) 氷川行幸については、埼玉県立歴史と民俗の博物館編『特別展「明治天皇と氷川神社—行幸の軌跡—」』(埼玉県立歴史と民俗の博物館、2018年)を参照。
- 8) 宮内庁編『明治天皇紀 第一』(吉川弘文館、1968年)838頁。ただしこれは行列本体の人数であり、沿道で警備にあたった各藩からの人員は含まれていない。
- 9) 内閣官報局編『法令全書 第一巻 自慶応三年一〇月至明治元年一二月』(原書房、1974年。明治20年刊の複製)241–242頁。
- 10) 行列の最中に行われた政治パフォーマンスについては注6拙著第8章で既に明らかにしたが、そのほかにも東京滞在中の11月4日には江戸市中の1,592ヶ町に酒2,963樽・瓶子(徳利)221および肴(鯛)が配られた。その費用12,750両は江戸の酒問屋が負担している(『府治類纂第

- 30 卷』文化図書、2012 年、98-105 頁)。また、水川行幸の際には「御親恤」として沿道の高齢者、孝子、奇特者、水害・火災被災者等合計 613 名に 349 両余を下賜している(明治元年<1868>「水川神社行幸御親恤誌」宮内庁宮内公文書館蔵)。
- 11) 注 9 書 276 頁。なお、調査は当初、高齢者・孝子義僕・職業出精者らを対象としていたが、のちに水害・火災・兵禍(戊辰戦争の罹災者)も追加された(明治元年 10 月「御東幸御道筋御親恤金被下控」『御東幸御用記録 第一巻』国際交通文化協会、1942 年所収)。
 - 12) 『明治天皇御東幸御供水山豊蔵の記録』(南山西文化クラブ第三集、南山西文化クラブ、発行年不明)。水山豊蔵は淀藩士で、出納司附属の会計官 20 人余の一人として東幸に供奉した(同書解説)。
 - 13) 日本史籍協会編『木戸孝允日記 一』(東京大学出版会、1932 年) 119-121 頁。なお、同書で伏字になっている箇所は、小島才三郎編『明治大帝御東幸大磯駅行在所記念』(私家版、1928 年)所収の「木戸孝允日記」にて補訂した。
 - 14) 注 6 拙著第 8 章。
 - 15) 明治元年 9 月 24 日付け東海道沿道府藩県あて通達では、「御道筋之宿駅農商トモ 御通輦前方ヨリ職業相休居候様子ニ相聞候処、元來為 御綏撫 御巡幸被為在候御儀ニ付、下民之情状被為 知食度、附テハ農商トモ孰レモ平常之通職業相勤候ヲ其儘 御巡覽被為遊度 御主意ニ候条、此旨相心得、店向取片付職業相休候儀無之様 御沙汰候事」(傍線は筆者による)こと、天皇通行時であっても商売や農作業等の手を止める必要はない(庶民の実情を知悉することも東幸の目的のひとつ)と命じられている(注 9 書 305 頁)。
 - 16) 注 6 拙著第 7 章「文久・元治上洛と地域・民衆」、拙稿「19 世紀における将軍権威の再構築と地域・民衆」(『歴史学研究』976、2018 年)、同「祝祭としての御鹿狩—嘉永 2 年徳川家慶御鹿狩の場合—」(『令和 2 年企画展 松戸と徳川将軍の御鹿狩』松戸市立博物館、2020 年)。
 - 17) 深谷克己「政治文化論の視座—東アジア史像への可能性を探る—」(深谷克己編『東アジアの政治文化と近代』有志舎、2009 年)。近世社会における仁政概念の広がりについては、若尾政希『『太平記読み』の時代 近世政治思想史の構想』(平凡社、1999 年)、小川和也『牧民の思想 江戸の治者意識』(平凡社、2008 年)、小関悠一郎『〈明君〉の近世 学問・知識と藩政改革』(吉川弘文館、2012 年)、などを参照。
 - 18) 注 6 拙著第 8 章。
 - 19) 神奈川県教育会は名目上は県内国公私立学校の教職員からなる任意団体であるが、知事を会長に据え、県費補助金が交付されるなど、実質的には官制団体であった(注 4 寺壽論文)。
 - 20) 『明治天皇聖蹟 大阪行幸東幸行幸之巻』(財団法人明治天皇聖蹟保存会、1933 年)、『明治天皇 神奈川県聖蹟地一覧』(神奈川県教育会、刊行年不明。記載内容や紙質等から推測するに、昭和戦前期の可能性が高い)。
 - 21) 注 3 朴論文・北原論文、注 4 寺壽論文。
 - 22) 明治天皇の誕生日である 11 月 3 日を国家の祝日としたもの。昭和 23 年(1948)廃止。新年、紀元節、天長節とともに四大節のひとつ。
 - 23) 注 20 『明治天皇聖蹟 大阪行幸東幸行幸之巻』。
 - 24) 同書は資料編と、刊行当時に残存していた聖蹟の写真および説明文からなる。現存しない聖蹟の写真も多数含まれている。
 - 25) 皇紀とは、神武天皇即位の年(紀元前 660 年)を紀元元年とするもので、明治 5 年(1872)に定められた。昭和 15 年(1940)は、皇紀に換算すると 2600 年にあたるとされた。

- 26) 「昭和 14 年 11 月通常県会議案・諮問案原稿」(神奈川県立公文書館蔵、県会 -1939-5)。
- 27) 神奈川県教育会は名目上は県内国公立学校の教職員からなる任意団体であるが、知事を会長に据え、県費補助金が交付されるなど、実質的には官制団体であった(注 4 寺寄論文)。
- 28) 県教育会の機関誌『武相教育』の特集号として、第一輯(第 100 号、1938 年)～第一四輯(第 125 号、1941 年)が発行された。
- 29) 国立国会図書館サーチ、および CiNii-Books で検索する限りでは、所蔵館は神奈川県立図書館および横浜国立大学附属図書館の 2 館のみ。
- 30) 注 4 馬場論文。
- 31) 大正 6 年(1917)、安田善次郎は王城山ほか 1 万余坪の土地を購入・借用して山麓に別荘を構え、山の部分 5,000 坪を公園(寿楽園)として一般に開放した(鈴木昇『大磯の今昔(八)』私家版、1998 年)。
- 32) 『大磯町文化財調査報告書第二十四集 石造物調査報告書(一)』(大磯町教育委員会、1984 年) 100 頁。
- 33) 同上。
- 34) 『横浜貿易新報』大正 8 年(1919) 9 月 3 日号 3 面「明治天皇観漁記念碑除幕式挙行」、同年同月 11 日号 3 面「明治天皇観漁記念碑除幕式 盛大に執行さる」。
- 35) 『横浜貿易新報』大正 8 年 3 月 7 日号 3 面「先帝御散策の大磯海岸に記念碑 建設の出願」。
- 36) 小島才三郎『明治大帝御東幸行在所記念』(私家版、1928 年)。原文は漢文体。
- 37) 『横浜貿易新報』昭和 8 年(1933) 7 月 27 日号 5 面「明治大帝観漁碑」。
- 38) 大磯町郷土資料館蔵 大磯宿小島本陣資料 621「大取第二二〇二号(来る 7 月 22、23 日、文部省による明治天皇聖蹟調査の件)」。
- 39) この調査時に撮影されたと思われる南浜岳の写真が昭和 8 年(1933) 6 月発行の『明治天皇聖蹟大阪行幸東幸行幸之巻』(注 20 書)に掲載されているが、そこに写っているのは木標である。このことから、少なくとも昭和 7-8 年頃までは木標だったことがわかる。
- 40) 『横浜貿易新報』昭和 8 年 10 月 15 日号 4 面「明治大帝御旧蹟 記念観漁の碑地鎮祭 来る十六日大磯町地内建設現地にて」。
- 41) 『横浜貿易新報』昭和 8 年 8 月 12 日号 5 面「観漁の碑を中心に小公園設置」。
- 42) 『横浜貿易新報』昭和 8 年 12 月 2 日号 4 面「明治天皇観漁記念竣工す 湘南観光道路に聖蹟近く除幕式を挙行」。
- 43) 同上。
- 44) 『横浜貿易新報』昭和 8 年 12 月 18 日号 5 面「観漁碑除幕式 認可次第に執行」には、「大磯町長者林海岸観漁碑は手続き関係で遅れ勝ちになつてゐるが、認可次第厳かな除幕式を挙行する事になつた」とある。
- 45) 『横浜貿易新報』昭和 8 年 10 月 15 日号 4 面「明治大帝御旧蹟 記念観漁の碑地鎮祭 来る十六日大磯町地内建設現地にて」、同紙昭和 8 年 12 月 8 日号 4 面「観漁碑除幕協議」、同紙昭和 9 年(1934) 1 月 30 日号 4 面「観漁碑の除幕式 多分紀元節に」。
- 46) 『横浜貿易新報』昭和 9 年 3 月 3 日号 4 面「観漁記念碑 来る十一日除幕」、同紙昭和 9 年 3 月 12 日号 3 面「明治天皇御観漁記念碑除幕式」。
- 47) 「明治天皇観漁記念碑 建碑由来碑」(『大磯町文化財調査報告書第 30 集 石造物調査報告書(3)』大磯町教育委員会、1989 年) 37 頁。
- 48) 注 20 『明治天皇聖蹟 大阪行幸東幸行幸之巻』。

- 49) 注 20 『明治天皇神奈川県聖蹟地一覽』。
- 50) 注 36 書、注 47 「明治天皇観漁記念碑 建碑由来碑」。
- 51) 「明治元年御東行、十二月八日 御還幸の日当駅本陣澤邊九郎右衛門宅を行在所にあて給ふた。この聖蹟を永久に伝へ奉らんとて目下町に於て建碑計画中である」(『戸塚郷土史』戸塚町郷土研究会、1934 年) 471 頁。
- 52) 『横浜開港資料館・宮内庁宮内公文書館共催企画展図録 明治天皇、横濱へ―宮内省文書が語る地域史―』(公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団、2016 年) 62-63 頁。ただし、県の予算は使われず、建碑費用 1,261 円 98 銭(石碑および土台のみ、説明札等の費用は別)は「(戸塚区聖蹟保存)会基本基金並有志醸出金」で賄われた(「昭和十七年 碑表建設録」宮内庁宮内公文書館蔵識別番号 10548)。
- 53) 注 52 「昭和十七年 碑表建設録」。
- 54) この時点で事業の主体が「戸塚郷土研究会」から「戸塚区聖蹟保存会」へと変更になっているが、その経緯や両者の関係性は不明である。
- 55) 『相武聖蹟行幸の趾』(明治天皇相武聖蹟敬仰会、刊行年不明)による。同書については本稿第二章第一節を参照のこと。なお、碑自体に建碑年月日等は記されていない。
- 56) 注 52 「昭和十七年 碑表建設録」。
- 57) 注 55 書。

【表 1】神奈川県域における東幸行列の動向

	東幸行列の動向
10 月 8 日	早朝、三島宿を立出。箱根宿本陣駒佐五右衛門方にて昼食。鳥獵叡覧の思召しがあったため、江川太郎左衛門配下の者に命じ、芦ノ湖にて水鳥を撃たせる。午後、畑宿および湯本で小休、西半刻(午後 7 時頃)小田原宿に到着(行在所:本陣清水金右衛門宅、内侍所:小田原城浜手門内)。
10 月 9 日	卯半刻(午前 7 時頃)、小田原宿立出。小八幡村(小田原市)・梅沢村(二宮町)にて小休、午刻(正午頃)大磯宿到着(行在所:本陣小島才三郎宅、内侍所:神明社)。午後、 <u>大磯海岸に臨御。供奉諸藩の兵隊に射撃を、地元の漁夫らに地曳網漁をさせ、その様子を叡覧。酉刻(午後 6 時頃)、行在所に還御。供奉諸般兵・漁夫らに下賜。</u>
10 月 10 日	卯半刻(午前 7 時頃)、大磯宿立出。平塚宿にて小休。馬入川の船橋を渡り、南湖・小和田村(茅ヶ崎市)にて小休。未半刻(午後 3 時頃)、藤沢宿に到着(行在所:清浄光寺、内侍所:河岸町に新築)。供奉諸藩兵に酒肴を下賜。
10 月 11 日	卯半刻(午前 7 時頃)、藤沢宿立出。俣野村にて小休。戸塚宿本陣澤邊九郎右衛門方にて昼食。午後、境木(保土ヶ谷区)・保土ヶ谷宿にて小休。保土ヶ谷宿から鳳輦に乗輿。途中、芝生(しばう)村(西区)にて英・仏の軍隊が拝礼式実施、外国人らが行列拝観。同所通過の際、横浜港に碇泊中の各国軍艦が祝砲を撃ち、神奈川砲台が答砲。申刻(午後 4 時頃)、神奈川宿に到着(行在所:本陣石井源右衛門宅、内侍所:洲崎神社)。
10 月 12 日	卯半刻(午前 7 時頃)、神奈川宿立出。生麦村(鶴見区)にて小休。川崎宿本陣田中兵庫宅にて昼食。午後、六郷川の船橋を渡御。蒲田村梅屋敷(東京都大田区)にて小休。未半刻(午後 3 時頃)、品川宿到着。

〈典拠〉宮内庁編『明治天皇紀 第一』(吉川弘文館、1968 年) 858-863 頁。

〈注〉行在所とは天皇行幸の際に天皇が滞在する場所、内侍所とは神鏡(八咫の鏡)を安置する場所をさす。

【表2】東幸時の褒賞者・慰労者数

事由		合計人数	下賜金額
孝子		3	2000 疋
孝子義僕・職業出精		156	200～2000 疋
高齢者	90 歳以上	78	500 疋
	80 歳以上	1587	300 疋
	70 歳以上	9744	200 疋
罹災	水害	(4743)	若干
	火災	6634	若干～200 疋
	兵禍	405	若干
	その他	4	若干
合計		23354	-

〈典拠〉「東巡日誌」（吉野作造編『明治文化全集 第一巻 皇室編』日本評論社、1928 年）

【表3】神奈川県域における褒賞・救恤対象者数と下賜金額

国・郡	高齢者			孝子義僕・ 職業出精	罹災		下賜金	備考	
	90 歳～	80 歳～	70 歳～		兵禍	火災			
相模国	足柄下郡	4	40	286	2	405	-	159 両 2 分	高齢者数は伊豆国君沢郡 6ヶ村分を含む
	淘綾郡・大住郡	4	44	276	-	-	-	176 両	
	高座郡・鎌倉郡	6	87	477	-	-	1002	311 両 1 分	高齢者数は大住郡馬入村分を含む
武蔵国	橘樹郡	3	109	643	8	-	4308	221 両 2 分	
合計		17	280	1682	10	405	5310	868 両 1 分	

〈典拠〉「東巡日誌」（吉野作造編『明治文化全集第一巻 皇室編一』日本評論社、1928 年）233-239 頁、『明治天皇御東幸御供水山豊蔵の記録』（南山西文化クラブ第三集、南山西文化クラブ、発行年不明）28-30 頁。

〈注〉足柄下郡の「兵禍」…慶応 4 年 (1868) 5 月、箱根宿および湯本茶屋が戊辰箱根戦争（沼津遊撃隊と小田原藩兵が交戦）により被災／高座郡・鎌倉郡の「火災」…慶応 4 年 3 月 13 日、藤沢宿および鎌倉郡舞岡村で起きた火事／橘樹郡の「火災」…慶応 4 年 1 月 7 日、神奈川宿で起きた火事をさす。

【表 4】 神奈川県内東幸関係聖蹟一覧

No.	年月日			所在地(昭和初期)	現市町村名	休泊等の種別
	往路(行幸)	復路(還幸)	再東幸(明治2)			
1	10月8日	12月10日	3月25日	足柄下郡箱根町小田原町 86	箱根町	昼休
2	10月8日	12月10日	3月25日	足柄下郡湯本町畑宿笈平	箱根町	小休
3	10月8日	12月10日	3月25日	足柄下郡湯本町畑宿 226	箱根町	小休
4	10月8日	12月10日	3月25日	足柄下郡湯本町湯本茶屋	箱根町	小休
5	10月8日	12月10日	3月25日	小田原町幸町 236	小田原市	宿泊
6	10月8日	—	—	小田原町幸町一丁目松原神社境内	小田原市	内侍所
7	10月8日	—	—	(小田原町)	小田原市	御膳水
8	10月9日	—	—	足柄下郡酒匂村小八幡 396	小田原市	小休
9	10月9日	12月9日	3月26日	中郡二宮町梅沢山西 410	二宮町	小休、御膳水
10	10月9日	—	—	中郡国府村国府本郷 233	大磯町	小休
11	10月9日	—	—	中郡大磯町大磯南浜岳 1990	大磯町	臨幸
12	10月9日	12月9日	3月26日	中郡大磯町大磯北本町 1022	大磯町	10/8 宿泊、12/9 小休、3/26 昼休
13	10月9日	—	—	中郡大磯町大磯北本町 1068	大磯町	御膳水
14	10月9日	—	—	中郡大磯町大磯神明町 978	大磯町	内侍所
15	10月10日	—	3月26日	平塚市平塚 2140	平塚市	小休
16	10月10日	—	—	平塚市馬入大道下河原 2437	平塚市	小休
17	10月10日	12月9日	3月26日	高座郡茅ヶ崎町茅ヶ崎 4684-1	茅ヶ崎市	小休
18	10月10日	12月9日	—	高座郡茅ヶ崎町小和田 2786	茅ヶ崎市	小休
19	10月10日	12月9日	3月26日	高座郡藤沢町西富 208	藤沢市	10/10・3/26 宿泊、12/9 小休、御膳水
20	10月11日	12月9日	3月27日	鎌倉郡大正村山谷 176	横浜市戸塚区	小休、御膳水
21	10月11日	12月8日	3月27日	鎌倉郡戸塚町戸塚 4142-い	横浜市戸塚区	10/11・3/27 小休、12/8 宿泊
22	10月11日	12月8日	—	鎌倉郡戸塚町	横浜市戸塚区	御輦奉安
23	10月11日	12月8日	3月27日	横浜市保土ヶ谷区境木 1684	横浜市保土ヶ谷区	小休
24	10月11日	12月8日	3月27日	横浜市保土ヶ谷区保土ヶ谷町 2596	横浜市保土ヶ谷区	小休、御膳水
25	10月11日	12月8日	3月27日	横浜市保土ヶ谷区天王町 283	横浜市保土ヶ谷区	内侍所
26	10月11日	—	—	横浜市神奈川区浅間町	横浜市西区	通御
27	10月11日	12月8日	3月27日	横浜市神奈川区神奈川通 1-4	横浜市神奈川区	10/11・3/27 宿泊、12/8 小休、御膳水
28	10月11日	—	—	横浜市神奈川区宮前町 2-38	横浜市神奈川区	内侍所
29	10月12日	—	—	横浜市神奈川区斎藤分町 116	横浜市神奈川区	御膳水
30	10月12日	12月8日	—	横浜市鶴見区生麦町本宮 678	横浜市鶴見区	小休
31	10月12日	12月8日	3月27日	川崎市東二丁目 17	川崎市川崎区	昼休
32	10月12日	—	—	川崎市下新宿 93	川崎市川崎区・幸区	内侍所
33	10月12日	—	—	川崎市砂子 2-1	川崎市川崎区	御膳水
34	10月12日	?	?	(多摩川)	川崎市川崎区	船橋渡御

名称	記念碑・標柱	現存 (2018.8 現在)	史蹟名勝天然記念物保 存法による史蹟指定	備考
柏屋 駒佐五右衛門(本陣)	石碑?			昭和 17 時点で「計画中」(『明治天皇と神奈川県』)
甘酒屋の地	昭和 4.11 石碑(昭和 6.11 再建)「明治天皇御駐蹕之蹟」	○		
茗荷屋 金指畑右衛門	昭和 15.11.10 石碑「明治天皇御駐蹕之蹟」	○		
天野門右衛門				
清水金左衛門正恭(本陣)	昭和 15.6.15 石碑「明治天皇宮ノ前行在所跡」	○		
	昭和 14.10.8 石碑「内侍所泰安所址」	○		
外郎家				
瀬戸利兵衛	昭和 15.11.30 石碑「明治天皇御野立址」	(○)		個人の敷地内につき、現状確認困難
松屋 和田作右衛門(本陣)				
吉川平兵衛	昭和 13.2 木碑			
(官有海岸砂地)	昭和 3.11.3 木碑/昭和 9.1 石碑「明治天皇観漁記念碑」	○(昭和 9 石碑)		大磯にはこのほか、王城山山頂に「明治天皇観漁記念碑」(大正 7.10) あり
小島才三郎(本陣)	昭和 3.11.3 木碑			
岡本家別荘内				
神明神社境内	昭和 3.11.3 石碑「内侍所御羽車泰安之所碑」	○		
桔梗屋 加藤七郎兵衛	(昭和 17 石碑)			
鈴木新太郎畑地	木標?			
松屋 佐藤清左衛門(本陣)				
新倉長左衛門畑地	昭和 12 木標/昭和 36.7.30 石碑「明治天皇御小休所址」	○(昭和 36 石碑)		
清浄光寺	昭和 12.12 木碑		昭和 18.12.14	「明治天皇御膳井水」の案内板あり
西村屋 渡辺佐平二(本陣)				
澤邊九郎右衛門(本陣)	昭和 18.4.8 石碑「明治天皇戸塚行在所址」	○		「明治天皇御奠都御駐蹕地」碑(大正 11.8.10) は鎌倉郡役所敷地内に建碑
八坂神社	昭和 18.3 木標/昭和 38.5 石碑「明治天皇御東幸史蹟」	○(昭和 38 石碑)		
若林長四郎	昭和 10.3 木標			
荻部清兵衛・庫次郎(本陣)	昭和 10.3 木標			昭和 46.3 神奈川県史調査時は現存
橘樹神社境内	昭和 7.9.14 石碑「明治天皇東幸遺蹟碑」/昭和 10.3 木標	○(昭和 7 石碑)		
芝生村松原(外国人拝礼所)				
石井源左衛門(本陣)	昭和 3.11.3 石碑「明治天皇行在所之蹟」/昭和 3.11.10 木標(御膳水)	○(昭和 3 石碑)		瀧の川公園に移設。建碑年月日は吉田律人「神奈川に残る明治天皇の「聖蹟」」(『開港のひろば』136、2017 年)による。
洲崎神社(大神)境内	昭和 10.3 木標/昭和 51.3 石碑「明治遷都内侍所泰安之跡」	○(昭和 51 石碑)		
河野大助持				
八木下平兵衛畑	昭和 10.3 木標			
田中兵庫(元本陣)	昭和 12.6 石碑			
紀ノ国屋 平兵衛裏畑	平成 20.8 石碑	○		
青木一夫持				
	(平成か?) 石碑	○		

(典拠)『明治天皇聖蹟 大阪行幸東京行幸之巻』(明治天皇聖蹟保存会、1933 年)、『明治天皇神奈川県聖蹟地一覧表』(神奈川県教育会、刊行年不明)、『相武聖蹟行幸の趾』(明治天皇相武聖蹟敬仰会、刊行年不明)、石野瑛『明治天皇と神奈川県』(武相学園、1961 年)、寺嵩弘泰「明治天皇聖蹟顕彰運動の地域的展開―神奈川県を事例に」(横浜国際関係史研究会・横浜開港資料館編『GHQ 情報課長ドン・ブラウンとその時代―昭和の日本とアメリカ』日本経済評論社、2009 年)をもとに、各地の文化財報告書や実見に基づき作成。